

## 埼玉県後期高齢者医療広域連合競争入札参加者心得

(平成29年6月27日事務局長決裁)

### (趣旨)

第1条 この心得は、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う制限付き一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が守らなければならない事項を定めるものとする。

### (法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、埼玉県後期高齢者医療広域連合契約規則（平成19年規則第10号。以下「契約規則」という。）その他関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）（以下「設計図書」という。）、入札公告、指名通知及びこの心得の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。

### (制限付き一般競争入札の参加資格)

第3条 制限付き一般競争入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 契約規則第15条（一般競争入札参加者の資格）の規定による資格を有していること。
- (2) 政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 埼玉県又は埼玉県内市区町村の競争入札参加資格を有していること。
- (4) 埼玉県又は埼玉県内市区町村において、指名停止措置の期間中でないこと。

### (制限付き一般競争入札参加申請)

第4条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該制限付き一般競争入札の公告日の翌日から起算して7日以内に、制限付き一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を広域連合長へ提出しなければならない。ただし、広域連合長が認めるときは、申請書の提出期限を短縮し、又は延長することができる。

2 申請書の提出があったときは、入札参加資格の有無について確認を行い、当該入札参加資格を有しないと認めた者については、入札期日の前日までに制限付き一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加希望者へ通知する。

### (資格確認の取消等)

第5条 制限付き一般競争入札に参加する資格があると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者（以下「資格確認を受けた者等」という。）が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。

- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
  - (3) 営業停止命令を受けたとき。
  - (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
  - (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- 2 前項各号に該当した者に対して行った資格確認又は指名は、これを取り消す。
- 3 資格確認を受けた者等が、政令第167条の4第2項の規定に該当するとき、又は、これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは、入札代理人として使用した場合は、その資格確認又は指名を取り消す。
- 4 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。
- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
  - (2) 業務に関し、独占禁止法の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
  - (3) 埼玉県内で工事事故を起こしたとき。
- 5 資格確認を受けた者等が、広域連合以外の発注者から指名停止の措置を受けた場合、及び指名除外の措置を受けた場合は、その資格確認又は指名を取り消す。

(入札の辞退)

- 第6条 入札参加者は、入札書提出前に限り、入札の参加を辞退することができる。
- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、辞退を申し出るものとする。ただし、入札にあっては、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参して行う。
  - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治40年法律第45号）、その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。
- 4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。

5 入札参加者は、入札手続に際し、広域連合の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。

(入札)

第8条 入札参加者は、設計図書について疑義があるときは、入札公告等の定めるところにより質問することができる。

2 入札は、入札公告及び指名通知（以下「入札公告等」という。）で指示した日時及び方法等に従い、書面により入札書を提出する方法により行う。入札にあっては、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認めない。

3 入札参加者は、入札にあっては、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、これを封書にして入札しなければならない。

4 入札は、入札者が見積もった金額の100／110に相当する金額により行わなければならぬ。ただし、入札公告等において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。

5 入札を行う場合、入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状を提出させなければならない。

6 入札参加者は、入札公告等により、入札金額見積内訳書及び総合評価方式に係る技術資料の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

(入札書の書換え等の禁止)

第9条 入札者は、いったん提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。

(入札の取りやめ等)

第10条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、必要な調査を行った上で当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめことがある。

2 入札参加者は、前項の規定により入札執行者が行う調査に協力しなければならない。

3 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめがある。

(開札)

第11条 開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札。

(2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札。

- (3) 電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札。
- (4) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札。
- (5) 談合その他不正行為があつたと認められる入札。
- (6) 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札公告等又は入札執行者の指示による書類を提出しない者がした入札。
- (7) 虚偽の制限付き一般競争入札参加申請を提出した者がした入札。
- (8) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を入札執行者に受理された者がした入札。
- (9) 次のいずれかに該当する入札をした者がした入札。
  - ア 入札者の押印のないもの。
  - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの。
  - ウ 押印された印影が明らかでないもの。
  - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの。
  - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの。
  - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの。
  - キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者もとの。

(10) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札。

#### (落札者の決定)

第13条 落札者は、予定価格の100／110の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格の100／110以上の価格の入札をした者のうち最低の価格の入札をした者）とする。

- 2 総合評価方式を適用した場合は、前項の規定にかかわらず入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値又は総合評価点（以下「評価値等」という。）の最も高い者を落札者とする。
- 3 落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者に、その旨を発表する。
- 4 第14条第1項の規定により落札者の決定を保留した場合は、第15条に規定する調査を実施した後、その結果を入札参加者に通知する。
- 5 落札者は、落札決定後課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出しなければならない。

#### (低入札価格時の落札者決定の保留)

第14条 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであつて、当該調査基準価格の100／110の価格未満の入札（以下「低入札価格」という。）があるときは、前条の規定にかかわらず、落札者の決定を保留する。

- 2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札（低入札価格以外の入札にあっては、最低の価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札

をした入札参加者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

- 3 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(低入札価格の調査)

第15条 前条第1項の規定により落札者の決定を保留したときは、低入札価格のうち入札価格の最も低いものについて、次のいずれかに該当するものでないかを調査し、該当すると認められないときは、当該入札をした者を落札者とする。

- (1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札。
- (2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められる入札。
- 2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低入札価格について同様の調査を行い、以下、落札者が決定するまで順次次順位の低入札価格について調査を行う。
- 3 すべての低入札価格について前二項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低入札価格以外の入札のうち、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札（同額の入札が複数あるときは、前条第2項の規定により決定された順位が高いもの）をした者を落札者とする。
- 4 低入札価格をした者は、調査に協力しなければならない。
- 5 第1項に規定する調査に応じないとき又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第16条 落札とすべき同額の入札をした者が、2者以上いるとき（総合評価方式を適用した場合は、評価値等が最も高い者が2者以上あるとき）は、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

- 2 第14条第3項の規定は、前項の場合において、くじを引かない者がある場合に準用する。

(再度入札)

第17条 初度入札において落札者がないときは、再度入札を行う。

- 2 再度入札に参加できる者は、前回の入札に参加した者とする。ただし、前回の入札において無効の入札を行った者及び最低制限価格を設けた場合において最低制限価格の100／110未満の入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わない。
- (1) 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、前回の入札で低入札価格があったとき。

(2) 再度入札に参加することができる者がないとき。

4 再度入札の回数は、2回までとする。

(不調時の取扱い)

第18条 再度入札によってもなお落札者がないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することがある。

2 再度入札において無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。

3 再度入札において低入札価格がなかったときにおいて、第1項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときは、契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。

4 再度入札において低入札価格があったときにおいて、第1項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときの取扱いについては、次の各号の定めるところによる。

(1) 随意契約の相手方となることができる者に対して、見積書を提出するに当たり必要な事項を通知する。

(2) 見積書の提出期日において、随意契約の相手方となることを希望する者から見積書及び見積書提出期日における見積権限を委任された者が見積りをするときにあっては入札・見積委任状を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。

5 前二項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を契約の相手方に通知する。

(契約書等の提出)

第19条 落札者は、落札決定の日から7日以内に、契約書（案）に記名押印のうえ、契約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

3 落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。

(1) 落札者が、政令第167条の4の規定に該当するとき。

(2) 落札者が競争入札に参加する資格及び入札公告で示した資格を有しなくなったとき。

(3) 落札者が指名停止措置を受けたとき。

(4) 落札者が指名除外の措置を受けたとき。

(契約の確定)

第20条 契約は、広域連合長と落札者が契約書（案）に記名押印したときに確定する。

(広域連合議会の議決を要する契約)

第21条 建設工事の請負契約であって、広域連合議会の議決に付さなければならない契約については、広域連合議会の議決後に本契約を締結する。この場合においては、広域連合議会の議決を得た後に本契約を締結することを明記した建設工事請負仮契約書を取りか

わすものとする。

(異議の申立)

第22条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書（案）、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第23条 入札参加者は、入札執行者から入札金額見積内訳書の提出を求められた場合、当該見積内訳書を入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

2 提出された入札金額見積内訳書は、入札関係書類として保管し、情報を開示することがある。また、談合情報等があった場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供する。

#### 附 則

この心得は、平成29年6月27日から適用する。

附 則（令和元年9月30日事務局長決裁）

この心得は、令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和3年2月22日事務局長決裁）

この心得は、令和3年4月1日から適用する。